

市原市瓦屋根耐風改修促進事業

補助金申請の手引き



市原市役所 都市部 建築指導課

0436 (23) 9091

目次

1. 制度の概要	・・・ P.2
2. 補助対象工事	
3. 補助対象建築物	・・・ P.3
4. 補助対象者	
5. 補助の内容	・・・ P.4
6. 申請から補助金振込までの流れ	
7. 資格者	
8. 工事業者	・・・ P.5
9. 補助を受ける際の注意事項	
10. 補助対象外の例	
11. 瓦屋根耐風改修促進事業に関する Q & A	・・・ P.6
12. 申請書等記載例	・・・ P.7~
屋根面積がわかる図面（参考）	・・・ P.21~

1. 制度の概要

令和元年房総半島台風を受け、建築基準法の告示が改正され、令和4年1月1日から新築等における瓦屋根の緊結方法が強化されました。

本市においては、市内全域における既存建築物の瓦屋根についても、改修を促進するため、令和5年度より告示に適合しない瓦屋根の改修工事に係る費用の一部を補助します。

※毎年度、予算に達した時点で受付終了となります。

2. 補助対象工事

告示基準^{※1}に適合しない既存の瓦屋根^{※2}を次のいずれかに**全面改修**する工事とします。

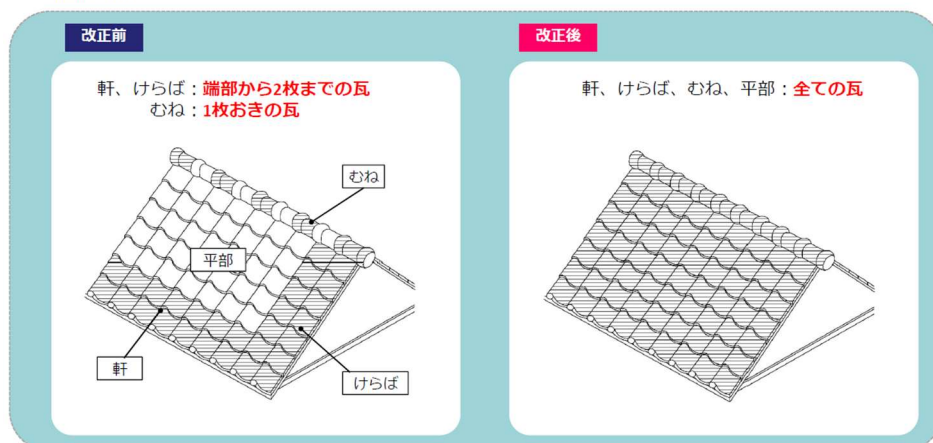
① 告示基準に適合する瓦屋根（防災瓦）…隣接する瓦同士をフック等で組み合わせ、一体的にできる瓦をいいます。

② スレート屋根又は金属屋根等

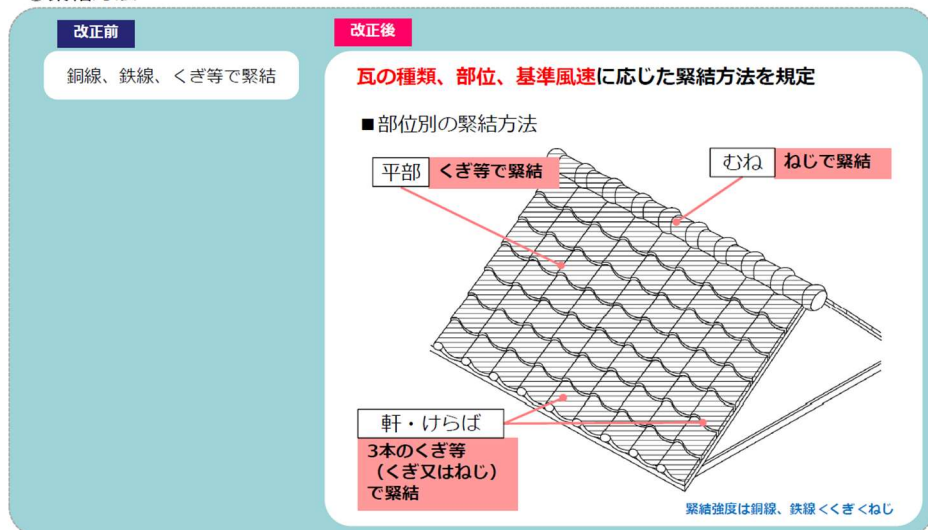
※1 令和2年国土交通省告示1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号。

※2 粘土瓦又はセメント瓦。

① 緊結箇所



② 緊結方法



※国土交通省 HP より

ポイント

1. 既存のスレート屋根や金属屋根は、基準の改正がないため、補助対象となりません。
2. 瓦屋根に改修する場合、市原市は基準風速が大きいので、**防災瓦**とする必要があります。
3. 部分的な改修の場合、補助対象とはなりません。既に告示基準で部分改修している場合は、ご相談下さい。

3. 補助対象建築物

次の全てに該当する建築物とします。

- ①令和3年12月31日以前に建築された市内に存する建築物
- ②固定資産税の評価を受けている建築物
- ③資格者^{※1}による調査の結果、告示基準に適合していない瓦屋根を有する建築物

※1 瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士、一級建築士、二級建築士、又は木造建築士のいずれかの資格を有する者

ポイント

上記の①～③に該当する場合、住宅以外の建築物も補助対象となります。

4. 補助対象者

補助対象建築物の所有者又は管理者（居住者、賃借人等）とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助対象者としません。

- ・市税を滞納している場合（補助を受けようとする方及び所有者全員の完納が必要。）
- ・所有者全員から補助金の交付を受けて改修工事することの同意が得られない場合
- ・補助対象工事に対し、他の補助金、助成金等を受けている場合
- ・建築物の販売を目的としている場合
- ・自己が所有している建築物の瓦屋根を自ら工事する場合
- ・暴力団員及び暴力団密接関係者が関与する場合
- ・その他市長が不相当と認める場合

ポイント

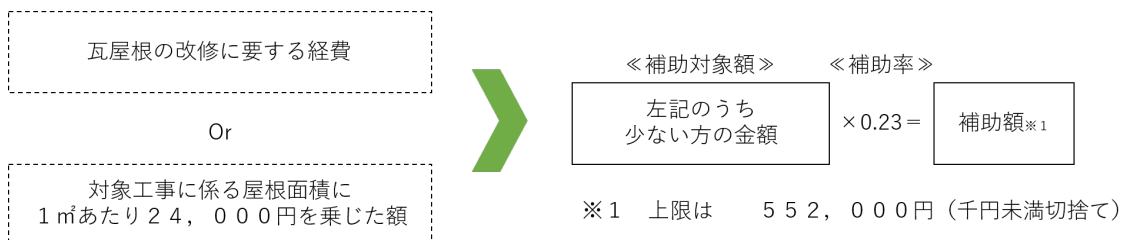
所有者が複数いる場合、代表の方に申請していただくことになります。

この場合、全ての所有者から同意を得ることが必要となります。

また、管理者（所有者以外）が補助を受ける場合、所有者から同意を得る必要があります。

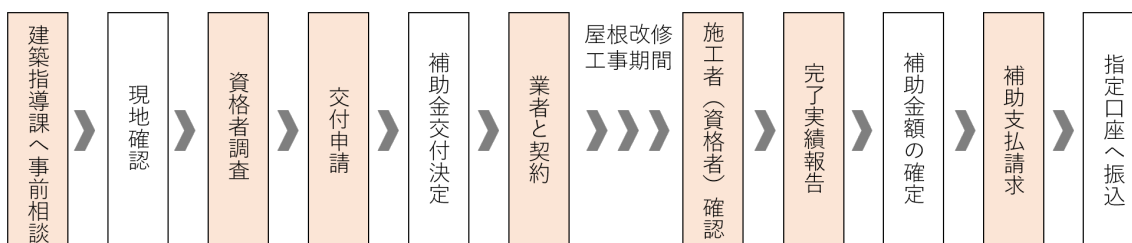
※補助を受ける方及び所有者全員の市税の完納が必要になります。

5. 補助の内容



6. 申請から補助金振込までの流れ

申請手続き（：申請者 ：市）



ポイント

1. まずは、建築指導課へお電話ください。（0436-23-9091）
2. 業者との契約は、市に交付申請を行い、交付決定を受けた後に行ってください。
交付決定前に契約・工事を行った場合、補助を受けることができません。
3. 交付申請前に資格者による調査を行い、基準に適合していないことを確認してください。
4. 瓦屋根に改修する場合、改修後に資格者が告示基準に適合したことを確認してください。
5. 補助金交付申請後、申請内容に変更が生じた場合や工事を中止する場合には、計画性の変更等に係る手続きが必要となります。

7. 資格者

（瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士、一級建築士、二級建築士、
又は木造建築士のいずれかの資格を有する者）

- ・改修前に資格者による調査が必要となります。工事業者に在籍する資格者が調査を行っても構いません。
- ・瓦屋根に改修する場合、改修後も資格者による調査が必要となります。

8. 工事業者

- ・契約額が 500 万円以上の工事の場合、建設業法により、屋根工事または建築一式工事の建設業許可を受けた業者とする必要があります。

9. 補助を受ける際の注意事項

- ・都市計画法、建築基準法、その他関係法令に違反している場合は、補助対象外となります。
- ・建築物の構造や規模、用途などによっては、**建築確認申請（大規模の修繕・模様替）**が必要となる場合があります。
- ・補助金を受領した日から起算して 5 年間、撤去を行うことはできません。
- ・完了報告は完了日から起算して 30 日以内、または交付決定を受けた日の属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに行ってください。
- ・他の所有者、利害関係者及び第三者等との間にトラブル等が生じた場合、自己の責任において解決をしてください。
- ・毎年度、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

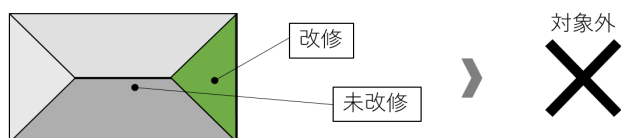
10. 補助対象外の例

告示基準に適合していない既存の瓦屋根については、「全面改修」が必要となります。

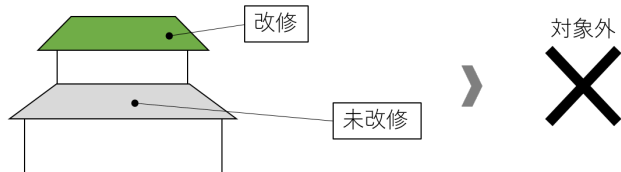
「全面改修」とは、一棟の建築物における全ての瓦屋根を改修することをいいます。

次の事例は「全面改修」に該当しないため、補助対象となりません。

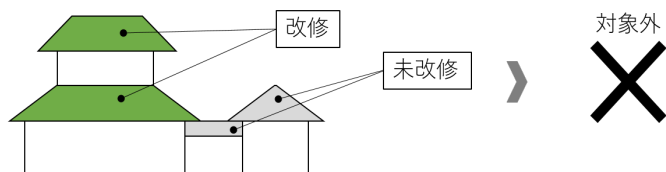
(1) 屋根の一部のみを改修する場合



(2) 2以上ある屋根のうち、1つのみ改修する場合



(3) 母屋と離れが一つながりとなっており、母屋のみを改修する場合



※一つながりとなっていない、別棟であれば補助対象となります。

1 1. 瓦屋根耐風改修促進事業に関する Q & A

Q 1：令和元年房総半島台風で「災害救助法に基づく住宅の応急修理」または「被災住宅修繕緊急支援事業」により、補助を受けて修理した瓦屋根を改修する場合、本補助金を受けることはできますか。

A 1：告示基準に適合していない場合、本補助金を受けることが可能です。
なお、本補助金を受ける場合、全面改修が必要となります。

Q 2：すでに改修工事に着工している場合、後から補助金を受けることはできますか。

A 2：すでに着工している場合には、後から補助金を受けることはできません。
また、すでに契約している場合にも補助金を受けることができませんので、まずは市役所にお問い合わせください。

Q 3：耐震改修、太陽光発電設置など、他の補助を受けて行う工事とあわせて瓦屋根の改修工事を行う場合も、本補助金を受けることはできますか。

A 3：可能です。
契約を分け、見積書でそれぞれの工事の内訳がわかるようにしてください。

Q 4：既存の瓦屋根を全面葺き替えるのではなく、補強する場合、本補助金の対象となりますか。

A 4：改修後に告示基準に適合すれば補強工事も対象とします。なお、市原市で瓦屋根とする場合、防災瓦とする必要があるため、全面葺き替えが必要になると思われます。

Q 5：防災瓦とはどのようなものですか。

A 5：隣接する瓦同士をフック等で組み合わせ、一体的にできる瓦をいいます。

Q 6：「スレート屋根又は金属屋根等」として補助金を受けることができる屋根には具体的にどのようなものがありますか。

A 6：告示基準に適合したメーカー計算書がある商品であれば、補助金を受けることができます。

Q 7：屋根工事や調査を行う業者はどのように探せばよいですか。

A 7：①全日本瓦工事業連盟のホームページで業者と資格者の情報が確認できます。
<https://www.yane.or.jp/meibo/meibo.cgi?mode=ksearch&word=%90%E7%97t%8C%A7%8Es%8C%B4%8Es&view=30>

②市原市耐震改修促進協議会事務局（(株) 杉田設計事務所内）[TEL:0436-75-3511](tel:0436-75-3511)

12.申請書等記載例

<作成にあたっての注意事項>

- ・申請書は、必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(修正液、修正テープ等は使用しないでください。)
- ・必要な申請書類が、すべて揃っていない場合には、申請の受付ができないことがあります。

※申請書の様式は、市ホームページでダウンロードができます。

また、建築指導課窓口でも配布しています。

この書類は事前の現地調査を依頼するためのものです。電話で事前調査の依頼を頂いた場合には、現地調査当日にお書き頂いても大丈夫です。

相談番号 R -

令和 年 月 日

あて先 市原市長

市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金の事前相談書

市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金を受けるために事前調査を依頼します。

1 所在地 住所 : 市原市 _____

2 申込者 住所 : _____
 氏名 : _____
 電話番号 : _____

3 代理者 住所 : _____
 氏名 : _____
 電話番号 : _____

工期 : _____ 月 日 ~ _____ 月 日

要件確認 (市確認用)

- 令和3年12月31日以前建築(年 月建築)
- 現状、屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きである
- 全面改修を予定している
- 防災瓦もしくはスレート等への葺き替えを予定している
- 業者と未契約である
- 申込者は所有者又は管理者である
- 建築物の販売を目的としない

処理欄					受 付 印
相談番号第 R - 号で、 瓦屋根の耐風改修の事前相談を受け付けました。					
課長	補佐	係長	耐震化推進係	担 当	

別記第1号様式（第7条）

年 月 日

（あて先）市原市長

申請者 住所（所在地） 市原市国分寺台中央〇-〇-〇
（ふりがな） いちはら たろう
 氏名（名称） 市原 太郎
 電話 0436 23 〇〇〇〇

市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付申請書

代理者がいる場合には、委任状（任意書式）が必要です。

市原市瓦屋根耐風改修促進事業について補助金の交付を受けたいので、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

全て揃える必要があります。

記

1 所在地 市原市 国分寺台中央〇-〇-〇

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 瓦屋根現況調査報告書（別記第3号様式）
- (3) 現況写真
- (4) 案内図
- (5) 改修の内容及び屋根面積が分かる図面等
- (6) 改修に要する経費が分かる見積書の写し
- (7) 所有者等であることを証する書類…評価額証明書（共有の場合各人毎）または登記事項証明書
- (8) 補助対象建築物が固定資産税の評価を受けていることを証する書類
…評価額証明書（(7)と兼用可能）
- (9) 所有者及び交付申請を行う補助対象者の市税の完納を証する書類
…完納証明書（共有の場合各人毎）
- (10) 誓約書（別記第4号様式）
- (11) 同意書（別記第5号様式）（交付申請を行う補助対象者以外の所有者がいる場合）
- (12) 委任状（代理人に委任する場合）
- (13) その他市長が必要と認める書類

屋根面積がわかる図面（P20 参照）、屋根材のカタログ（メーカーによる計算書等を含む）、工事の見積書を業者に相談の上、提出してください。
 ※まだ工事の契約は結ばないでください。

評価額証明書、完納証明書は市民課や支所で取得できます。

※市原市 使用欄	上記補助金の交付申請について、内容を審査したところ、適正と認められる（認められない）ので、別紙のとおり交付決定（却下）してよろしいか。				受付欄

別記
第2号様式(第7条)

事業計画書

1. 建築物の概要

所在地	市原市 国分寺台中央〇-〇-〇
建築年	昭和 〇 年
建築物の構造	木 造
階数	2 階
用途	戸建住宅

どちらかに〇印をして下さい。

2. 事業の概要

事業の形態	1 告示基準に適合する瓦屋根への全面改修 2 スレート・金属屋根等への全面改修
屋根面積	〇〇〇 m ² ※図面、見積書との照合を確認
着手及び完了 予定年月日	着手 : 令和 〇 年 〇 月 〇 日 完了 : 令和 〇 年 〇 月 〇 日
補助対象事業費	〇〇〇〇 円 ※見積の税抜き工事費

着手日は交付決定後、完了日は1/31以前

3. 施工業者

施工者	名称 : 〇〇〇〇会社 関東 花子 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 所在地 : 市原市〇〇 〇-〇 建設業許可 : (千葉県) <input type="checkbox"/> 大臣 <input checked="" type="checkbox"/> 知事 (般 -〇〇) 第〇〇〇号 業種 (屋根工事業)
-----	---

500万円以上の工事の場合、建設業法により、建設業の許可を受けた業者としてください。

この欄は記入しないでください

※市記入欄

補助額	①補助対象事業費 _____ 円 (税抜) × 23% = _____ 円
	②屋根面積 _____ m ² × 24,000円 × 23% = _____ 円
	③限度額 552,000円
	① ~③のいずれか低い額 (1,000円未満切り捨て) 補助額 _____ 円

第3号様式（第7条）

瓦屋根現況調査報告書

この書類は既存の瓦屋根が現在の基準に適合していないことを、資格者が確認し、報告するものです。
下記の資格を有する資格者が作成してください。

年 月 日

調査者 所在地 市原市〇〇〇 〇-〇
(ふりがな) ちば いちろう
氏名 千葉 一郎 印
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
資格：建築士 瓦屋根診断技士
瓦屋根工事技士 かわらぶき技能士
登録番号（ 〇〇〇 ）

資格者証のコピーが必要となります。

当該建築物の屋根を調査した結果、令和2年国土交通省告示第1435号により改定された昭和46年建設省告示第109号の規定への適合については下記のとおりでしたので報告します。

記

1 建築物の概要

- (1) 申請者 市原 太郎
- (2) 所在地 市原市 国分寺台中央〇-〇-〇

2 調査結果

※以下の項目のいずれかが不適合の場合、告示基準を満たさない判定となります。

ア 防災瓦（隣接する瓦をフック等で有効に組み合わせたもの）である。

適合 不適合 ※防災瓦でないことがわかる写真が必要です。

イ アで防災瓦に適合とした場合

A 棟部の全ての瓦がねじで緊結してある。

適合 不適合

B 軒・けらば部分の全ての瓦が3本のくぎ又はねじで緊結してある。

適合 不適合

C 平部の全ての瓦がくぎ又はねじで緊結してある。

適合 不適合

「イ」は既存の瓦屋根が防災瓦である場合に記入してください。

注) 調査者は要綱第2条第2号に規定する資格者であること。

本人が手書きしない場合は、押印してください。

年 月 日

（あて先）市原市長

申請者 住所（所在地） 市原市国分寺台中央〇-〇-〇
（ふりがな） いちはら たろう
氏名（名称） 市原 太郎
電話 0436-23-〇〇〇〇

※）本人が手書きしない場合は、押印してください。

誓 約 書

市原市瓦屋根耐風改修促進事業について補助金の交付申請にあたり、私は、次に掲げる事項について誓約します。

- （1） 補助対象事業を建築物の販売を目的として行うものではありません。
- （2） 「市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱」第4条第1号から第5号までのいずれにも該当しません。
- （3） 補助金を受領した日から起算して5年を経過する日まで、屋根の撤去は行いません。やむを得ず、撤去する場合は、事前に市に報告し、承認を求めます。
- （4） 建築基準法その他各種法令を遵守します。

上記のいずれかに該当した場合、補助金の返金を求めることがあります。

年 月 日

同 意 書

※所有者以外の方が補助金を受ける場合や、所有者が複数名いる場合に必要となります。

市原市 国分寺台中央〇-〇-〇 の 家屋 について、市原 太郎
が市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金を利用し、屋根改修工事を行うことを、所有者と
して同意します。

住 所 市原市国分寺台中央〇-〇-〇

氏 名 市原 次郎

※) 本人が手書きしない場合は、押印してください。

第6号様式（第8条第1項）

市作成書類

提出された書類を基に審査し、『補助要件に該当する』と判断された場合、市よりこちらの決定通知書を送付いたします。

この決定通知書が届いてから施工者と契約してください。

第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称）

様

市原市長

市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市原市瓦屋根耐風改修促進事業について、下記のとおり補助金の交付を決定したので、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 市原市
- 2 補助金交付決定額 _____円
- 3 交付決定に伴う条件

第8号様式（第9条第1項）

事業費や改修方法等、申請した内容に変更があった場合、事業計画書（第2号様式）を添えて**変更工事前に提出**してください。

年 月 日

（あて先）市原市長

申請者 住所（所在地）

（ふりがな）

氏名（名称）

電話

決定通知書の日付・番号を記載してください。

市原市瓦屋根耐風改修促進事業変更・中止申請書

令和〇年 〇月〇〇日付け 第〇〇-〇〇号で補助金の交付の決定を受けた市原市瓦屋根耐風改修促進事業の変更・中止について、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

記入してください。

所在地	市原市 国分寺台中央〇-〇-〇
変更または中止の理由	
変更の内容 (変更の場合)	(変更前) (変更後)
変更または中止年月日	年 月 日
添付書類	※交付申請時の添付書類に変更がある場合は変更した書類を添付してください。

※市原市 使用欄	上記補助金の変更・中止申請について、内容を審査したところ、適正と認められる（認められない）ので、別紙のとおり通知してよろしいか。				受 付 欄

第9号様式（第9条第2項）

市作成書類

提出された書類を基に審査し、『補助要件に該当する』と判断された場合、市よりこちらの決定通知書を送付いたします。

この承認通知書が届いてから施工者と変更契約してください。

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）

様

市原市長

市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付で申請のあった市原市瓦屋根耐風改修促進事業の変更について、下記のとおり変更・中止を承認したので、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 市原市
- 2 変更承認内容 _____
- 3 補助金交付決定額 _____ 円
- 4 変更交付決定に伴う条件

工事完了から30日以内に提出してください。

年 月 日

市原市瓦屋根耐風改修促進事業完了報告書

（あて先）市原市長

申請者 住所（所在地） 市原市国分寺台中央〇-〇-〇
（ふりがな） いちはら たろう
氏名（名称） 市原 太郎
電話 0436-23-〇〇〇〇

決定通知書または、変更決定通知書の日付・番号を記載してください。

令和〇年 〇月〇〇日付け 第〇〇-〇〇号で補助金の（交付決定、変更承認）を受けた市原市瓦屋根耐風改修促進事業が完了しましたので、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------|-----|-------------|
| 1 所在地 | 市原市 | 国分寺台中央〇-〇-〇 |
| 2 事業の完了年月日 | | 令和〇年 〇月 〇日 |
| 3 補助金交付決定額 | | 〇〇〇〇 円 |

【添付書類】

- (1) 屋根工事完了確認書（別記第12号様式）
- (2) **施工写真※**
- (3) 補助事業に係る契約書、若しくはこれに類するものの写し
- (4) 補助事業に要した経費の領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

※市原市
使用欄

施工写真※

- ・改修前・改修後の全景写真（4周）
- ・改修前の瓦の近影写真（既存が防災瓦でないことがわかる写真）
- ・新たに使う材料の写真
（瓦に改修する場合、防災瓦であることがわかる写真）
- ・瓦に改修する場合、棟、軒、けらば等が告示基準に適合したことがわかる写真
（平場：防災瓦・釘等、棟：ねじ、軒・けらば：3本の釘等）
- ※釘の本数がわかるアップ写真
- ・瓦以外に改修する場合、**メーカーの施工要領等のとおり施工したことがわかる写真**

屋根工事完了確認書

工事完了報告書の報告日よりも
前の日付が入ります。

年 月 日

- 1 下記建築物の屋根工事について、施工要領書等に基づき適切な施工したことを報告
します。

1は改修方法に関わらず、
施工者が記入。

施工者 所在地 市原市〇〇〇 〇-〇
(ふりがな) 〇〇〇〇かいしゃ かんとう はなこ
名称 〇〇〇〇会社 印
電話 代表取締役 関東 花子
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

- 2 下記建築物の屋根工事について、改修後の瓦屋根は告示基準へ適合していることを
確認したので報告します。

2は瓦に改修する場合のみ、
右記の資格者が記入。

調査者 所在地 市原市〇〇〇 〇-〇
(ふりがな) ちば いちろう
氏名 千葉 一郎 印
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
資格：建築士 瓦屋根診断技士
瓦屋根工事技士 かわらぶき技能士
登録番号（ 〇〇〇〇 ）

記

建築物の概要

申請者

市原 太郎

所在地

市原市 国分寺台中央〇-〇-〇

注) 調査者は要綱第2条第2号に規定する資格者とする。

瓦屋根以外への改修の場合は、1の施工者による確認のみで良い。

本人が手書きしない場合は、押印してください。

第13号様式（第11条）

市作成書類

提出された完了報告書と現地を確認し、『適正』と判断された場合、市よりこちらの確定通知書を送付いたします。

第 号
年 月 日

住所（所在地） 市原市国分寺台中央〇-〇-〇
氏名（名称） 市原 太郎 様

市原市長

市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった市原市瓦屋根耐風改修促進事業について、下記のとおり補助金額が確定したので、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

年 月 日

（あて先）市原市長

申請者 住所（所在地）

市原市国分寺台中央〇-〇-〇

（ふりがな）

いちはら たろう

氏名（名称）

市原 太郎 印

連絡先（電話番号）

0436-23-〇〇〇〇

第13号様式 補助金確定通知書の日付・番号です。
完了報告書と併せて提出する場合には空欄で持参し
てください。

市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付請求書

請求者と同一名義の口座を記入
する場合、押印省略可能です。

令和〇年 〇月〇〇日付け 第 〇〇-〇〇号で確定通知のあった補助金の交付につ
いて、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり
請求します。

記

- | | |
|--------|--------------------|
| 1 請求金額 | 金 _____ 円 |
| 2 振込先 | |
| 金融機関名 | _____ |
| 口座種類 | 普通・当座 |
| 口座番号 | _____ |
| フリガナ | _____ |
| 口座名義人 | _____（※申請者のものに限る。） |

請求書提出から入金に1～2ヶ月
程度お時間がかかります。

【押印を省略できる場合】

債権者の署名がある場合又は次のいずれにも該当する場合において、押印を省略できる
ものとする。

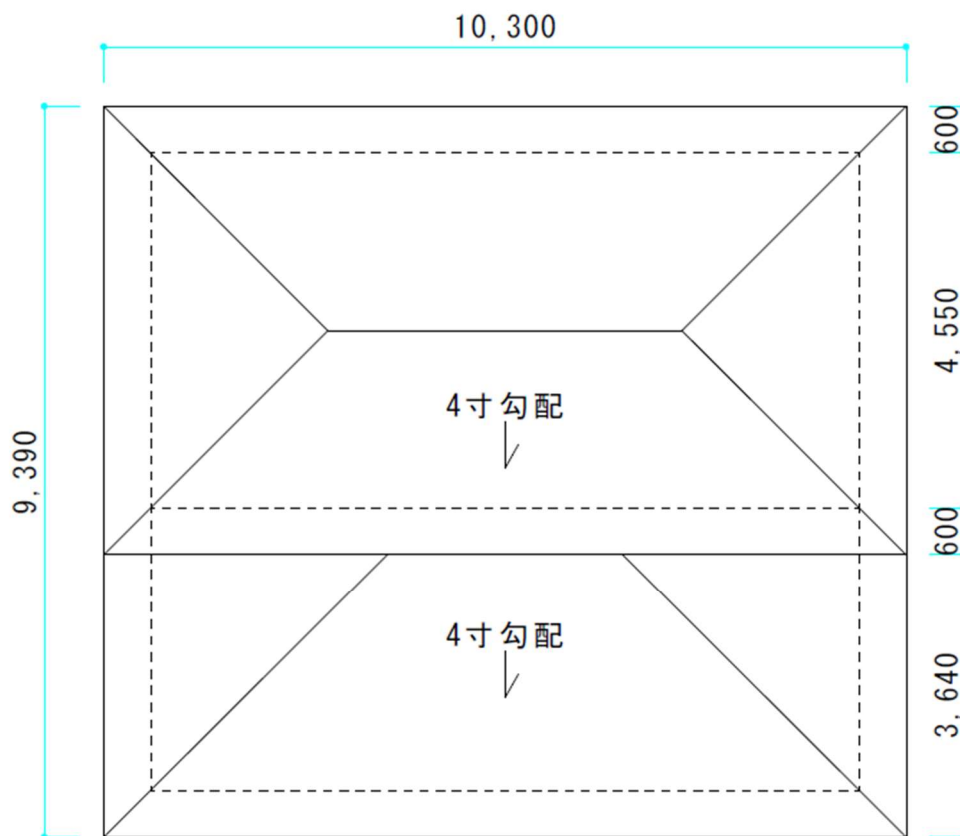
- (1) 債権者名義の預金口座に振り込む場合
- (2) 債権者の連絡先（法人その他の団体にあつては、責任者及び担当者の氏名及び連絡
先）の記載がある場合

法人で請求者が代表者の場合には、担当者及
び責任者（同一の場合にはその旨記載）をす
れば、押印を省略できます。

屋根面積が分かる図面（参考）

水平投影面積の場合の例

改修方法：防災瓦への全面改修



屋根伏図

2階屋根水平投影面積 = $10.3\text{m} \times 5.75 \div 59.22 \text{ m}^2$ （小数点第3以下切捨て）

1階屋根水平投影面積 = $10.3\text{m} \times 4.24 \div 43.67 \text{ m}^2$ （小数点第3以下切捨て）

合計水平投影面積 = $59.22\text{m} + 43.67\text{m} = 102.89 \text{ m}^2$

屋根面積 = $102.89 \text{ m}^2 \times 1.077$ （屋根係数） $\div 110 \text{ m}^2$ （小数点以下切捨て）

※1 屋根係数は別紙参考のとおり

※2 1・2階で勾配係数が異なる場合は、それぞれの水平投影面積に係数をかけ、

その合計を屋根面積とする。

尺貫法勾配	0.5寸	1.0寸	1.5寸	2.0寸
伸び率寸法図 (実測値)				
勾配伸び率 (斜辺/底辺)	1.001	1.005	1.011	1.020
尺貫法勾配	2.5寸	3.0寸	3.5寸	4.0寸
伸び率寸法図 (実測値)				
勾配伸び率 (斜辺/底辺)	1.031	1.044	1.059	1.077
尺貫法勾配	4.5寸	5.0寸	5.5寸	6.0寸
伸び率寸法図 (実測値)				
勾配伸び率 (斜辺/底辺)	1.097	1.118	1.141	1.166
尺貫法勾配	6.5寸	7.0寸	7.5寸	8.0寸
伸び率寸法図 (実測値)				
勾配伸び率 (斜辺/底辺)	1.193	1.221	1.250	1.281
尺貫法勾配	8.5寸	9.0寸	9.5寸	10.0寸
伸び率寸法図 (実測値)				
勾配伸び率 (斜辺/底辺)	1.312	1.345	1.379	1.414